



富士宮市告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による静岡県営土地改良事業（朝霧高原地区集落基盤整備事業猪之頭ほ場整備）についての換地処分の公告があった日の翌日から、下記のとおり本市内の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和 3年 1月 4日

富士宮市長 須藤 秀



記

1 大字猪之頭字横道上に編入する区域

大字猪之頭字横道下95の一部、96の1の一部、96の2、97の一部、98の一部、99の1の一部、99の4、100の1、100の2、101、102、103の1、103の2、104の1の一部、104の2の一部、字萩313の一部、314の1の一部、314の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部

2 大字猪之頭字横道下に編入する区域

大字猪之頭字横道上272の一部、273の一部、

294の1の一部、294の2の一部、297の1の一部、297の2の一部、298の1の一部、298の2、299の1、299の2の一部、299の3、299の4、300の1から300の3まで、301の1、302、303の1、303の2、304の一部、305及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の一部並びに198の3、198の4の地先の道路である公有地の一部、字萩310の1、310の2に隣接する道路である公有地の一部、310の2の地先の公有地の全部

3 大字猪之頭字萩に編入する区域

大字猪之頭字横道上243の1の一部、249から252までの各一部、285の一部、286の一部、288の一部、294の1の一部、294の2の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部